

議案第13号

羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市事務手数料徴収条例（平成13年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表第4（第2条関係） その他の手数料					別表第4（第2条関係） その他の手数料						
	手数料の種類			手数料の金額		手数料の種類			手数料の金額		
1～ 16	(略)			(略)	1～ 16	(略)			(略)		
17	都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 (平 成24 年法 律第 84 号) 第53 条第 1項	(1) 低炭 素建 築物 新築 等計 画が 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第54 条第	一戸建ての 住宅 用途 を 含む 築物 の住 居部 分	床面 積の 合計が 300 平方 メー トル 未満 のもの	(略)	17	都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 (平 成24 年法 律第 84 号) 第53 条第 1項	(1) 低炭 素建 築物 新築 等計 画が 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第54 条第	一戸建て の住宅 申請 に係 る一 戸建 築物 の住 居部 分の 戸数 (以下 「住 居部 分の 戸数 とい う。）」 が1 戸の もの	(略)	5,000 円

規定に基づく炭素建築物新築計画の申請に対する審査 1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	23,000円
	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの

規定に基づく炭素建築物新築計画の申請に対する審査 1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	10,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	18,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	31,000円
	戸数が25戸を超えるもの	52,000円
住宅用途を含む建築物の住戸分外	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円

		の 床面積の 合計が 300 平方 メートル 以上 のもの の	(略)
(2)	一戸建て住宅	床面積の 合計が 200 平方 メートル 未満 のもの	40,000 円
(1)	建物の 場合、 建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定め る省令 (平成 28年 経済産 業省・ 国土 交通省 第1号 第10 条第 2号 イ)及 び	床面積の 合計が 200 平方 メートル 以上 のもの	44,000 円
	住宅 用途 を 含む 建築物 住宅 部分	床面積の 合計が 300 平方 メートル 未満 のもの	80,000 円

		の 住宅 建築物 の 床面積の 合計が 300 平方 メートル を 超 える もの	(略)
(2)	一戸建て住宅		38,000 円
(1)	建物の 場合		
	住宅 用途 を 含む 建築物 住宅 部分	戸数が 1戸 のもの	38,000 円

ロ(1)  
に定める  
基準に  
適合するもの

床面積の  
合計が  
300平方  
メートル  
以上のもの

135,000  
円

戸数が  
1戸を超  
え5戸以  
内のもの

66,000  
円

戸数が  
5戸を超  
え10戸  
以内のもの

96,000  
円

戸数が  
10戸を超  
え25戸  
以内のもの

140,000  
円

戸数が  
25戸を超  
えるもの

203,000  
円

共同住宅  
の共用分

床面積の  
合計が  
300平方  
メートル  
以内

111,000  
円

のもの	
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	145,000円

(3)	戸建て住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	住宅用途を含む建築物住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円

	の 床面積の 合計が 300 平方メ ートル 以上の もの	66,000 円
(4)	床面積の合 (1)計が300 以外平方メ の場ル未満のも 合で、の 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 等を 定め る省 令第 10 条第 1号 イ(2) 及び ロ(2) に定 める 基準 に適 合す る非 住宅 用途	102,000 円
	床面積の合 計が300 平方メ ートル 以上の もの	130,000 円

	住宅床面 用途積の を合 む建合計が 築物300 の住平方 宅用メ 途以 外部の 及び 非住 宅建 築物 (市 長が 別に 定め る場 合に 限る。)	91,000 円
	床面 積の 合計が 300 平方 メ ートル 以内 のもの	118,000 円

を含む建築物の非住宅部分	(5) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	267,000円
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の住宅	334,000円

住宅用途を含む建築物の住宅用途外部及び非住宅築（長別定める場合を除く。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	250,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	317,000円

		部分		
18	(略)			
19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第3条第2項若しくは第3項に基づく建築物エネルギー	(1) (略)	(略)	(略)
		(2) ア	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの	
			イ (略)	
		(3) (略)		

18	(略)			
19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第3条第2項若しくは第3項に基づく建築物エネルギー	(1) (略)	(略)	(略)
		(2) ア	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経産省令第1号)第1項第1号イに定める基準に適合するもの	
			イ (略)	
		(3) (略)		



	消費 性能 適合 判定				
	20 建築	(1) (略)			
	物の エネ ルギ 一消 費能 向上 に關 する 法律第 34 条第 1項 の規 定に 基 づく 建 築 エ ネ ル ギ 一 消 費 能 向 上 計 画 認 申 請 對 する 審 査	(2) (1) 以外 の場 合で、 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 等 を 定 め る 省 令 第 10 条 第 2 号 イ(1) 及び ロ(1) に 定 め る 基 準 に 合 す る もの	(略)	(略)	(略)
		(3) 一戸 (1) 建 以外 の場 合で、 建築	戸 住 宅	床 面 積 の 合 計 が 200 平 方 メ ー	20,000 円

	消費 性能 適合 判定				
	20 建築	(1) (略)			
	物の エネ ルギ 一消 費能 向上 に關 する 法律第 34 条第 1項 の規 定に 基 づく 建 築 エ ネ ル ギ 一 消 費 能 向 上 計 画 認 申 請 對 する 審 査	(2) (1) 以外 の場 合で、 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 等 を 定 め る 省 令 第 10 条 第 2 号 イ及 びロ に 定 め る 基 準 に 合 す る もの	(略)	(略)	(略)

		エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	トル未満のもの 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000 円
			住宅用途を含む建築物住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000 円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	66,000 円
		(4)	(略)	
		(5)	(略)	
2 1	(略)			
2 2	建築物のエネルギー消費性能	(1)・(2)	(略)	(略)
		(3)	一戸建て住宅	(略)
		(1)	建て	(略)
		以外	の住	

		(3)	(略)	
		(4)	(略)	
2 1	(略)			
2 2	建築物のエネルギー消費性能	(1)・(2)	(略)	(略)
		(3)	一戸建て住宅	(略)
		(1)	建て	(略)
		以外	の住	

一 消費能向上に関する法律41条1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査	の場合、建築物エネルギー消費性能を定める省令第1条第1号イ(2)及びロ(2)又は同イ(3)及びロ(3)に定める基準に合するもの	住宅用途を含む建築物住部分	共用部分を除く床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(略)
				共用部分を除く床面積の合計が300

一 消費能向上に関する法律41条1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査	の場合、建築物エネルギー消費性能を定める省令第1条第1号イ(2)及びロ(2)又は同イ(3)及びロ(3)に定める基準に合するもの	住宅用途を含む建築物住部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(略)
				床面積の合計が300平方メートル以上

			平方 メートル 以上の もの				もの の	
		(4)・(5)		(略)			(4)・(5) (略)	
23 ~25	(略)							
備考 (略)								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月21日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明